

区市町村名: **稲城市** 候補者の名前: **岡田隆郎**

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願い申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうかと考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないと思う。
4. その他 ()

質問2 「耐震補強」について

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかとという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきだとの考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。
3. その他 ()

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように

再建支援、耐震補強等への「上限」について、低所得者、高齢者など以外は、現実的には一定設けざるを得ないでしょう。子ども補給を考慮し、融資の備用も考慮すべきです。

災害被災者への再建支援は、既存ローンの減免も含め、復興の意欲がもてる水準にまで引上げることが重要です。

耐震補強支援については、上限は現実に見合ったものにすべきで、実効性がなくては意味がありません。財政確保が問題にされますが、何よりかけがえのない住民の命を守ることですし、災害後の復旧への費用からすれば、かえって事前投資のほうが安いとの貴会の提言に賛成です。

考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
- ③ 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを貸付けで対応すべき。
5. その他

※ 前ページ④に
追記有!!

問2—4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 助成制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
- ③ 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和 58 年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他

この追記が有るかどうか「5/26」に確認
MINNAGA INC 断られませんか
5/26に!!

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、借用できる技術で、借用できる工務店が工事を行うことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
- ③ 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、家賃などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住宅や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

1. 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
2. 昭和 56 年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、低所得者の住宅確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は困難と考える。
3. 条例などによって、昭和 56 年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
4. 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。

⑤ その他

(条例、法律等で「表示を義務づける」ことは、企業の活動には必要ですが、個人の所有者の場合、改善の保障を担保して、合意形成が必要ではないでしょうか。

質問 5. その他、震災対策に関するお考えについて

(800 字程度以内でお書きください)

貴会の「耐震補強こそ震災対策の基本」とする提言に基本的に賛同し、国・自治体のまちづくりの基本を、開発優先から、防災重視の住民参加型に転換することが重要と考えます。被害者生活再建支援法は、損壊家屋の撤去費用の一部支援を取り入れましたが、「私的財産に支援できない」としてはいますが、法的根拠はありません。自治体では、住宅再建の個人補償を実施しているところもでてきます。この政府の基本的考え方を改めるべきです。

多くの自治体で耐震診断に対する補助制度は実施していますが、改修費用への補助額が低いため耐震改修がすすんでいないのが実態です。最も急がれている学校の耐震改修でも、自治体では診断すらためらわれているのが現状です。早急な打開が必要です。

耐震補強対策のほか、

開発や土地利用の変更にあたって、災害への事前チェックなどの防災アセスの導入、水害での流木被害対策として、森林荒廃への対策、治水・砂防ダムのある方も見直すことが必要と考えます。消防力の強化も待ったなしの課題です。

自治体の長として「地震防災対策」5ヵ年計画が、地域の実情にあったものか、住民の安全が保障されているか、総点検することが緊急に必要と考えます。同時に、住民の生命、安全、財産を守る役目を持つ自治体の長として、国へ財政的・技術的支援の強化を強力に求めていきます。

稲城市の問題ですが、現在進められている「南山開発」は、44%が埋め立て造成で、液状化が心配される「稲城砂層」で埋め立てます。頻発する大地震で、埋め立て宅造が地盤ごと崩壊し、大きな被害を発生させています。このような危険が予測される開発に、東京都と稲城市が68億円の公的補助金を投入して推進することに大きな疑問があり、中止すべきと考えます。

《728字》